

三重県防災情報プラットフォーム
構築及び運用保守業務
仕様書(案)

三重県 防災対策部

目 次

第1	調達案件名	4
第2	背景と目的	4
第3	業務概要	4
1.	システム概要	4
2.	業務内容、履行期間、履行場所	4
3.	実施体制、打ち合わせ	5
4.	納品物	5
第4	機能要件	6
1.	防災情報システム	6
2.	情報発信システム	6
3.	職員参集システム	6
第5	非機能要件	7
1.	システム稼働時間	7
2.	稼働環境要件	7
3.	規模・性能要件	7
4.	信頼性要件	7
5.	アクセス集中対策要件	8
6.	拡張性要件	8
7.	セキュリティ要件	8
8.	クラウドサービス・データセンター及び機器・サービス管理に係る要件	8
9.	連携サーバーに係る要件	9
第6	テスト、移行要件	10
1.	テスト	10
2.	データ移行	10
3.	初期データ整備	10
4.	マニュアル等の整備	11
5.	研修	11
第7	運用保守要件	11
1.	通常時の問い合わせ対応	11
2.	災害対策本部設置時の問い合わせ対応	11
3.	障害、性能監視	11
4.	異常予兆検知時の対応	11
5.	異常検知時の対応	11
6.	基盤維持対応	12

7.	発災直後等のピーク時対応	12
8.	年度更新対応	12
9.	軽微な設定変更対応	12
10.	システム改修対応	13
11.	メンテナンス作業の実施	13
第8	終了時対応要件	13
1.	データ抽出	13
2.	データ消去	13
第9	その他特記事項	13
1.	情報セキュリティに関する受託者の責任	13
2.	遵守すべき法令等	14
3.	受託者の義務	14
4.	支払条件	15
5.	著作権等	15
6.	工業所有権	16
7.	第三者の権利侵害	16
8.	契約不適合担保責任	17
9.	機密保持	17
10.	再委託の制限	17
11.	暴力団等排除措置要綱による不当介入に対する措置	18

第1 調達案件名

三重県防災情報プラットフォーム構築及び運用保守業務委託

第2 背景と目的

三重県では、平成 28 年度に「防災情報プラットフォーム」を構築し、平成 29 年度から災害対策本部業務での情報集約、防災みえ.jp ホームページ等での情報発信などに活用している。

現行システムは稼働から 7 年が経過していることから、最新の機能を有したシステムへの更新を行い、より効率的・効果的な情報集約、情報発信を行うシステムを構築・運用する。

第3 業務概要

1. システム概要

受託者が提供するシステムの概要を以下に示す。

	サブシステム	内容
1	防災情報システム	県及び市町の災害対策本部の運営のため、災害対策本部設置情報、被害情報、避難情報、避難所情報等、各種情報の入力、集約を行う。また、各種関連システムと情報連携を行う。
2	情報発信システム	防災情報システムにて集約した情報や気象情報、地震・津波情報等をウェブページ、SNS 等により県民に対して発信する。
3	職員参集システム	予め設定した条件に合致した地震・津波情報が発生した場合、職員に対して一斉に通知するとともに、安否、参集場所、参集時間等の集約を行う。

※ 上記のサブシステムを総称して「防災情報プラットフォーム」という。

また、本仕様書においては、更新前の防災情報プラットフォームを「旧システム」、本業務にて構築・運用保守を行う更新後の防災情報プラットフォームを「本システム」という。

2. 業務内容、履行期間、履行場所

(1) 業務内容

本業務では、本システムの設計、構築、旧システムから本システムへの移行、本システムの運用保守を行う。

(2) 履行期間

契約締結日から令和 13 年 9 月 30 日まで。

なお、履行期間内で以下の通り作業を行うこと。

- ア. 契約締結日(令和 7 年 9 月末を想定)から令和 8 年 9 月 30 日までに本システムのリリースまでの作業を行うこと。構築工程の詳細は受託者からの提案に基づき、契約後に調整することとするが、令和 8 年 3 月 31 日までを一次開発、令和 8 年 4 月 1 日以降を二次開発として、それぞれ設計・構築の成果をまとめること。

- イ. 令和 8 年 10 月 1 日から令和 13 年 9 月 30 日まで本システムの動作に必要な運用保守にかかる作業を行うこと。

(3) 履行場所

三重県庁、受託者事業所、システム基盤設置場所、委託者が許可した場所

3. 実施体制、打ち合わせ

(1) 実施体制

- ア. 本システムの構築・移行・運用に必要な体制を常時整えること。
- イ. 構築・移行業務、運用保守業務それぞれの業務実施体制を4(1)に示す提出期限までに委託者に報告し、承認を得ること。
- ウ. 業務実施体制が変更となる場合は、その都度、委託者に報告し、承認を得ること。

(2) 打ち合わせ

- ア. 構築・移行業務実施の打ち合わせは 2 週間に 1 回程度進捗や課題を確認する打ち合わせを実施すること。
- イ. 運用保守業務実施時は原則として毎月 1 回打ち合わせを実施し、運用保守状況の報告を行うこと。
- ウ. ア、イに示す打ち合わせ以外でも委託者、受託者のいずれかが求めた場合は、随時打ち合わせを実施することとする。
- エ. 打ち合わせは対面、ウェブのどちらでの形式でも可とする。

4. 納品物

(1) 納品物一覧

成果物名	内容	提出期限
構築・移行業務計画書	構築・移行業務にあたっての実施体制、スケジュール等	契約後 14 開庁日以内
各種設計書	機能一覧、画面一覧、画面遷移図、画面仕様等	設計完了後
テスト計画書	テストの種類、内容、スケジュール等	テスト実施 7 開庁日前まで
テスト結果報告書	テスト結果	テスト終了後速やかに
本システムの実行環境一式	本システムを動作させるための実行環境一式	令和 8 年 9 月 30 日
運用保守業務計画書	運用保守業務にあたっての実施体制、スケジュール等	運用保守業務実施 14 開庁日前まで

運用マニュアル	委託者が管理機能を扱うためのマニュアル	運用保守業務実施 14 開庁日前まで
運用保守業務報告書(月次)	月ごとの運用保守状況	報告対象月の翌月の 10 開庁日以内(3 月分は 3 月 31 日)
障害報告書	障害発生内容、対応、再発防止策等	障害発生後速やかに
打ち合わせ議事録	議事録	打ち合わせ実施後、原則 5 開庁日以内

※ 各納品物に改定があった場合は、その都度、速やかに提出すること。

(2) 納品方法

- ア. 各年度途中において、業務の進捗に応じて発生した各成果物を(1)に示す提出期限までに電子ファイルにてメール等で提出すること。
- イ. 各年度末に、原則すべての納品物をまとめて紙資料 1 部、電子ファイル(CD-R 等)1 部提出すること。ただし、大量のページ数を要する等、印刷に不適であると認められるものは委託者の判断にて紙資料の提出を省略できるものとする。
- ウ. 電子ファイルの提出形式は、原則として PDF 形式及び編集可能な形式(MS-Office 形式等)とする。ただし、委託者の判断にて PDF 形式、編集可能な形式もしくはプログラムファイルでの提出とすることがある。
- エ. 紙媒体の提出形式は、原則 A4 縦、両面左綴じとするが、必要に応じて A3 を使用可とする。なお、パイプファイル等に綴じて、各ページを取り外せる形で納品すること。

(3) 納品場所

三重県防災対策部災害対策推進課(三重県津市広明町13 三重県庁 5 階)

第4 機能要件

1. 防災情報システム

別紙 1「機能要件(防災情報システム)」を参照のこと。

2. 情報発信システム

別紙 2「機能要件(情報発信システム)」を参照のこと。

3. 職員参集システム

別紙 3「機能要件(職員参集システム)」を参照のこと。

第5 非機能要件

1. システム稼働時間

- ア. 24 時間 365 日常時稼働すること。

2. 稼働環境要件

(1) サーバー環境

- ア. 本システムの基盤となるサーバー等は、庁内システムとのデータ連携のための連携サーバー関連機器を除き、クラウド環境に構築すること。委託者は連携サーバー関連機器の設置場所・電力・接続先 L2 スイッチの他はリソースを提供しないものとする。

(2) クライアント環境

- ア. 防災情報システム、情報発信システムのウェブページは OS を問わず、プラグイン・アドオン等のインストールを行うことなくブラウザのみで稼働すること。なお、パソコンだけでなく、タブレットやスマートフォンでも稼働すること。
- イ. 職員参集システムは職員が保有するスマートフォンへの情報伝達を行うこと。メールを想定しているが、メール以外の手段でも可とする。

3. 規模・性能要件

- ア. ストレージ容量として、5 年間に発生する全ての情報を保持できるだけの容量を確保すること。
- イ. 下表の規模・性能要件を満たすシステムとすること。

サブシステム	項目	指標
防災情報システム	同時接続数(瞬間最大)	1,500 件
	登録ユーザー数	350 ユーザー
	情報登録数	1,500 件/時間
	レスポンス時間	3 秒以内
情報発信システム	ウェブページレスポンス時間	3 秒以内
	ウェブページページビュー数(通常時)	500 万件/年
	メール配信速度	50,000 件/5 分
職員参集システム	対象登録者数	10,000 人
	登録メールアドレス数	20,000 件
	メール配信速度	20,000 件/2 分

4. 信頼性要件

- ア. 障害に伴うシステム停止は年 1 回以内、年間の累計停止時間は 1 時間以内、年間稼働率 99.995%以上を目標値とする。

- イ. 上記稼働率を達成するため、サーバー基盤の冗長化、停電対策等の必要な対策を講じること。
- ウ. データ消去対策として、最低限 1 日 1 回のバックアップを取得し、必要に応じたファイル単位でのリストアが可能であること。また、バックアップデータは 2 世代以上を常時保持すること。

5. アクセス集中対策要件

- ア. 防災情報システムにおいては大規模災害発生後の対応中、防災みえ.jp ホームページにおいては災害発生直後や台風接近時などにアクセス集中が懸念される。そのため、事前に負荷分散等の仕組みを構築する、アクセス集中時に即時に各種リソースを柔軟に追加するなど、サービスへの影響を最小限に抑える対応が可能であること。なお、3に示す規模・性能要件を満たすために実施するリソースの追加等の措置において、委託者に追加の費用を求めることはできないものとする。

6. 拡張性要件

- ア. 3に示す規模要件を大幅に超えた場合などで、恒常的にリソース不足となった場合、各種リソースを柔軟に追加できる構成とすること。なお、その場合の追加リソースの利用料金は本業務に含まないものとする。

7. セキュリティ要件

- ア. パッチの適用、ウイルス対策、ログ管理、ユーザー認証、不正アクセス防止、ネットワーク不正侵入防止等、必要となるセキュリティ対策を行うこと。
- イ. ログインが必要となる機能において、一定時間にてセッションタイムアウトを行うこと。
- ウ. ユーザー管理として、連続ログイン失敗回数などIDのロックアウトポリシーが設定でき、ロックアウトポリシーに抵触したIDは自動で無効化を行うこと。

8. クラウドサービス・データセンター及び機器・サービス管理に係る要件

- ア. 障害発生時にサービスを継続するため、一つの障害の影響が及ばないよう、複数のデータセンターによる冗長化を図ること。また、バックアップ系に切り替わった際でもデータの整合性が取れるよう、リアルタイムでのデータ複製等、必要な対応を行うこと。
- イ. 取り扱う情報資産がクラウドサービス事業者やデータセンター事業者により、目的外利用されないこと。
- ウ. サーバ・ストレージ、情報セキュリティ対策機器等が設置されているデータセンターは、地震・水害・火災への対策が行われていること。
- エ. データセンターの外観は看板や標識がない匿名性を確保すること。
- オ. データセンターの建物、サーバー室の扉は ID カードや生体認証による入退室管理が実施されていること。
- カ. 機器が格納されているラック/ケースは施錠されており、データセンター事業者により鍵の管理がされていること。

- キ. データセンターは監視カメラ等により 24 時間 365 日侵入者の検知を行っており、異常を検知した場合は警備事業者等により即時対応が可能であること。
- ク. データセンターは、日本の法令が適応されること。また、管轄裁判所に関しては、日本国内の裁判所を合意管轄裁判所とできること。
- ケ. クラウドサービス提供事業者若しくはサービスは、情報セキュリティや個人情報保護に係る第三者認証等のレポートにより、その管理水準が適正と認められていること。なお、ISMAP に登録されたクラウドサービスを利用することが望ましい。また、ガバメントクラウドの利用も検討のうえサービスの選定を行うこと。
- コ. アプリケーション、サーバ・ストレージ、情報セキュリティ対策機器、通信機器の死活監視・障害監視を行っていること。
- サ. アプリケーション、サーバ・ストレージ、情報セキュリティ対策機器、通信機器についての技術的脆弱性に関する情報を収集し、適宜対策を行っていること。
- シ. 情報の盗聴・改ざん等から保護するため通信の暗号化を行うこと。
- ス. サービスの提供に不要なプログラム、サービスを停止すること。
- セ. 利用する通信プロトコル、ポートは必要最小限とし、利用していない通信プロトコル、ポートはファイアウォール等にて自動的に遮断すること。
- ソ. アクセス記録が保存されていること。なお、アクセス記録にはログイン成功だけでなくログイン失敗の記録も行うこと。
- タ. 保存されるデータは暗号化されていること。
- チ. データの消失対策として、1 日 1 回以上のバックアップがとられており、2 世代以上のバックアップデータを常時保持すること。
- ツ. 保存されるデータについてサービス利用終了時に適切に消去されること。
- テ. クラウドサービスやデータセンターの仕様の変更やサービス終了等について、対応策が検討する期間を確保するため、クラウドサービス事業者・データセンター事業者から事前に通知がされること。
- ト. クラウドサービス・データセンターのサポート・問い合わせ窓口等に関する記載があること。
- ナ. クラウドサービス・データセンターにて情報セキュリティインシデントや障害が発生した際、利用者への報告、収束に向けた対応等にかかる実施体制が確立していること。
- ニ. クラウドサービス提供事業者・データセンター事業者の免責事項や利用規約は本業務の実施にあたり問題ないこと。

9. 連携サーバーに係る要件

- ア. 庁内システムとのデータ連携のために三重県庁内に最小限の機器を設置すること。対象となるデータ連携は河川水位・雨量情報(相手方:水防システム)、道路規制情報(相手方:道路管理システム)、災害対策本部設置情報(相手方:三重県ホームページ)とする。
- イ. 設置する機器は 19 インチラック内に搭載することとし、その設置スペースは合計 10U 以内、電力は合計 2,000VA 以内であること。

- ウ. 委託者は機器を搭載する 19 インチラック、100V20A 電源、接続先の L2 スイッチを準備する。なお、接続先 L2 スイッチは提供する 19 インチラックとは別のラックに設置されており、その間の室内配線(約 20m)は本業務に含むものとする。また、接続先 L2 ラックの 1 ギガビットイーサネットポートに接続すること。
- エ. サーバーは二重化し、1 台に障害が発生した際は、もう 1 台にてサービスを継続できる構成とすること。その際、手動にて切り替えるコールドスタンバイ方式でも可とするが、その際の停止時間は 1 時間以内とすること。
- オ. サーバーの監視や運用のために受託者の事業所等からリモートにて接続できる機能を備えることは可とする。
- カ. 停電時に一時的に電源を共有できる無停電電源装置を設置すること。また、停電検出時の自動シャットダウン、復電時の自動回復機能を備えること。なお、無停電電源装置は停電検知 5 分後に自動シャットダウンを行い、安全にシャットダウンが完了するまでの間、サーバーへの給電が可能な電源容量とすること。

第6 テスト、移行要件

1. テスト

- ア. リリース前に機能要件に示す各種機能が正常に動作することを確認するため、各種テストを実施すること。なお、委託者による受入テストを必ず実施すること。
- イ. テスト計画の策定にあたり、連携相手方など関係者の協力が必要となる事項においては、十分な準備期間を確保するとともに、関係者にて実施すべき事項を簡潔にまとめた資料を作成すること。
- ウ. テストの実施にあたり、事前に委託者に対してテスト計画書を提出すること。テスト計画書に対して委託者から意見があった場合、受託者は適宜テスト計画書を修正すること。
- エ. テスト後に結果報告書を提出すること。
- オ. テストの結果、問題が明らかになった場合は、リリースまでに対策を行うこと。
- カ. テスト実施にあたり必要となるデータは、原則として受託者が作成、準備すること。

2. データ移行

- ア. 旧システムから抽出した移行データ(CSV、XML 等の一般的に読み取ることができるデータ)及びそのフォーマット仕様を示す資料は委託者から提供する。委託者が指定する本システムへのインポート作業を行うこと。その際のデータの加工は受託者にて実施すること。

3. 初期データ整備

- ア. 防災情報システムのユーザー登録、権限設定を行うこと。ユーザーデータは委託者が作成することとするが、必要となる項目をまとめたフォーマットは受託者が提供すること。
- イ. 防災情報システムにおいて災害名の自動登録の対象となる事象や職員参集システムにおいて一斉送信を行う事象など、各種トリガーとなる事象を整理のうえ、設定すること。
- ウ. 避難情報の発令対象となる発令区域について、その範囲を示すポリゴンデータを整備すること。

4. マニュアル等の整備

- ア. システム管理担当者向けの管理手順書を整備すること。
- イ. 防災情報システムのシステム利用者(県担当者、市町担当者)向けの操作マニュアルを整備すること。
- ウ. 防災情報システムのシステム利用者向けの操作マニュアルはシステムの画面から参照できること。

5. 研修

- ア. システム利用者(県担当者、市町担当者)及びシステム管理担当者に対して運用開始前に研修を実施すること。
- イ. 研修は参加者が本システムを操作しながら行うこと。
- ウ. システム利用者向け研修は県担当者、市町担当者別に行うこと。県担当者向けは 2 時間×4 回程度、市町担当者向けは 3 時間×8 回程度の実施を見込んでいる。
- エ. システム管理担当者に対しては、システム運用に必要となる事項を説明することとし、1 日×1 回を見込んでいる。
- オ. 研修方法は集合研修、ウェブ研修のどちらでも対応可能とすること。

第7 運用保守要件

1. 通常時の問い合わせ対応

- ア. 本システムの操作や仕様に関する委託者からの問い合わせを電話もしくはメールにて受け付けること。電話の受付時間は平日 9 時から 17 時まで、メールの受付時間は 24 時間とする。
- イ. 問い合わせを受けたのち、原則として 3 営業日以内に委託者に対して返答を行うこと。

2. 災害対策本部設置時の問い合わせ対応

- ア. 災害対策本部設置時には時間を問わず電話にて操作方法を案内する窓口を設けること。

3. 障害、性能監視

- ア. 本システムの正常稼働を 24 時間 365 日監視すること。

4. 異常予兆検知時の対応

- ア. 監視の結果、異常の予兆が発生した場合は、その内容を委託者に報告のうえ、異常が顕在する前にリソースの増強等を行うなどの方策を講じること。

5. 異常検知時の対応

- ア. 障害、性能監視にて異常を検知した場合は、24 時間 365 日、即時に復旧作業に取り掛かるとともに、委託者に異常発生連絡を行うこと。

- イ. 異常発生から委託者への報告は 30 分以内を目標とし、その際に判明している影響を委託者に説明すること。
- ウ. イに示す第 1 報の後、状況に変化があった場合や委託者から報告を求められた場合に、適宜委託者への報告を行うこと。
- エ. 復旧完了後、1 週間以内に原因、影響、再発防止策を委託者に報告すること。

6. 基盤維持対応

- ア. クラウド環境、連携サーバーともに、セキュリティパッチの適用等、必要となるセキュリティ対応を随時行うこと。
- イ. OS やソフトウェアはメーカーのサポート期限内のものを使用すること。使用している OS やソフトウェアがサポート期限を迎える場合は、期限内にバージョンアップを実施すること。

7. 発災直後等のピーク時対応

- ア. 発災直後等、ホームページへのアクセス増大などによりリソース不足が発生した場合は、負荷に応じてリアルタイムでリソースを増強するなど、利用者へのサービス提供の影響を最小限とする方策を講じること。

8. 年度更新対応

- ア. 職員参集システムにおいて、年度更新時の定期異動を反映する作業を 3 月 31 日に行うこと。
- イ. 新年度の職員データは 3 月 31 日 16 時まで委託者から提供するものとする。

9. 軽微な設定変更対応

- ア. 委託者からの要望に応じて、以下の軽微な設定変更を行うこと。ただし、管理機能等により委託者にて設定変更可能な場合は、委託者にその方法を示すことで対応に変えることができるものとする。

(ア) 防災情報システム

- ① ユーザーの追加、変更、削除
- ② 緊急速報メールの対象市町追加、削除、パスワード変更
- ③ GIS へのレイヤー、コンテンツのインポート、エクスポート
- ④ 避難所、避難情報発令区域のマスタ登録(位置情報を含む)

(イ) 情報発信システム

- ① ホームページの文言変更、リンク先アドレス変更、添付ファイル変更
- ② 連携先 SNS、サービスのパスワード変更
- ③ 配信メールの文言変更

(ウ) 職員参集システム

- ① 発信条件となる事象の変更
- ② 発信する文言の変更

- ③ アンケート内容の変更
 - ④ 対象職員の追加、変更、削除
 - ⑤ 配信グループの追加、変更、削除
- イ. アに示す事項のほか、委託者からの要望に基づき年間 20 人日を上限として軽微なシステム改修を実施すること。

10. システム改修対応

- ア. パッケージアップデート等により新機能が利用できることとなった場合は、受託者から委託者に新機能の内容を説明のうえ、受託者にて新機能の適用有無を選択できること。
- イ. 9 に示す事項を除き、委託者からの要望により機能改修が必要となった場合は、必要工数の算出を行うこと。

11. メンテナンス作業の実施

- ア. システムメンテナンス作業にあたり、稼働しているサービスの停止が発生する場合は、待機系に切り替えるなどの措置をとり、利用者への影響を最小限にすること。
- イ. 利用者への影響の有無にかかわらず、メンテナンス作業を実施する際は、作業実施 10 日前までに委託者に対して、作業の必要性、作業スケジュール、利用者への影響、利用者への影響がある場合は回避できない理由を示し、承認を得ること。なお、作業実施日に天候不良が見込まれる場合は、委託者の承認後であっても可能な限り作業スケジュールの変更に応じること。

第8 終了時対応要件

1. データ抽出

- ア. 委託者が指定する本システム内のデータを CSV/XML 等の一般的に読み取り可能な形式にて抽出すること。
- イ. 抽出するデータの構造や内容を示す文書を提供すること。

2. データ消去

- ア. 本システムにて利用したクラウド環境の全てのデータを消去すること。

第9 その他特記事項

1. 情報セキュリティに関する受託者の責任

- ア. 受託者は、三重県電子情報安全対策基準及び受託者内部のセキュリティポリシー等に基づき、情報セキュリティを確保できる体制を整備するとともに、情報漏えい等の情報セキュリティ侵害への対策が十分に講じられた作業環境において、本業務に係る作業を実施するものとする。なお、三重県電子情報安全対策基準については、受託者のみに提示する。

- イ. 受託者は、本業務に係る作業を実施するすべての関係者に対し、私物(関係者個人の所有物等、受託者管理外のもの)を指す。以下、同じ。)コンピュータ及び私物記録媒体(USB メモリ等)に三重県に関連する情報を保存することを禁止するものとする。
- ウ. 受託者は、本業務における情報セキュリティ対策の履行状況について、委託者に確認を求められた場合には、これを報告するものとする。また、受託者は履行状況について、委託者が自ら確認しようとすることに協力するものとする。
- エ. 受託者は、本業務における情報セキュリティ対策の履行状況について委託者が改善を求めた場合には、委託者と協議の上、必要な改善策を立案して速やかに実施するものとする。
- オ. 受託者は、本業務に係る作業中及び契約に定める契約不適合責任の期間中において、受託者における情報セキュリティ上の問題を原因とした情報セキュリティ侵害が発生した場合には、直ちに委託者へ報告の上、受託者の責任及び負担において、次の各事項を速やかに実施するものとする。
 - (ア) 情報セキュリティ侵害の内容及び影響範囲を調査の上、当該情報セキュリティ侵害への対応策を立案し、委託者の承認を得た上で実施すること。
 - (イ) 発生した事態の具体的内容、原因及び実施した対応策等について報告書を作成し、委託者へ提出して承認を得ること。
 - (ウ) 再発防止対策を立案し、委託者の承認を得た上で実施すること。
 - (エ) 上記のほか、発生した情報セキュリティ侵害について、委託者の指示に基づく措置を実施すること。

2. 遵守すべき法令等

- ア. 受託者は、民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成 11 年 8 月 13 日法律第 128 号)等の関係法規を遵守すること。
- イ. 受託者は、個人情報保護に関する法律(平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号)及び受託者が定めた個人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うこと。

3. 受託者の義務

- ア. 本業務の遂行に当たっては、委託者の求めに応じ、速やかに資料等の提出を行うこと。
- イ. 本業務において、契約書及び仕様書に明示されていない事項でも、その履行上、当然必要な事項については、受託者が責任を持って対応すること。
- ウ. 契約書及び仕様書に明示されているすべての業務に対し、いかなる場合においても委託者に別途費用を請求することはできない。ただし、委託者の要求仕様の変更による追加費用については別途協議を行うものとする。
- エ. 開発に当たり、連携相手となるシステムの仕様等を確認する必要がある場合は、委託者に対して確認する事項を示すこと。

4. 支払条件

- ア. 毎年度の業務完了後、遅滞なく業務完了報告書を委託者に提出し、委託者による履行確認後、書面により支払いを請求するものとする。

5. 著作権等

- ア. 成果品等のうちプログラム言語で書かれるスクリプト・プログラムの著作権は、受託者又は開発元に帰属する。
- イ. 成果品等のうちプログラム言語で書かれるスクリプト・プログラムなどを除く一切の資料(機能一覧、画面一覧、画面遷移図等)は、委託者が自由に加工・編集し説明会等で利用できるものとする。
- ウ. 成果品等のうち新規に発生した著作物の著作権(著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利で、同法 27 条及び 28 条に規定する権利を含む。以下「著作権」という。)及び成果品のうち委託者又は受託者が委託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品等の引渡しをもって委託者に譲渡されるものとする。
- エ. 上記ウの規定により著作権を譲渡すべき著作物の著作権が受託者以外の第三者に帰属している場合は、受託者は成果品等の引渡し時点までに当該著作権を取得した上、委託者に譲渡するものとする。
- オ. 成果品等のうち、上記ウの規定の対象外で著作権が受託者に留保されている著作物については、委託者が成果品等を自ら利用するために必要な範囲において委託者及び委託者が指定する者が自由に利用(著作権法に基づく複製、翻案等を行うことをいい、以下同じ。)できるものとする。
- カ. 成果品等のうち、上記ウの規定の対象外で著作権が第三者に帰属している著作物については、受託者は、委託者が成果品を利用するために必要な範囲において委託者及び委託者が指定する者が利用することについて当該第三者の許諾を得るものとする。
- キ. 委託者は著作権法第 20 条第 2 項、第 3 号又は第 4 号に該当しない場合においても、その使用のために、成果品等を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
- ク. 受託者は、上記ウに基づき委託者に著作権を譲渡した著作物に関する著作者人格権(著作権法第 18 条から第 20 条までに規定する権利をいう。以下同じ。)を一切行使しないものとする。
- ケ. 受託者は、上記エに基づき委託者に著作権を譲渡した著作物について、当該第三者が著作者人格権を一切行使しない旨の契約を締結するものとする。
- コ. 上記ク、ケの著作者人格権の不行使は、委託者が必要と判断する限りにおいて、本契約終了後も継続するものとする。
- サ. 本条における著作権の譲渡、著作者人格権の不行使、著作物の利用許諾等にかかる一切の対価及び経費は契約金額に含まれているものとする。
- シ. 受託者が受託者の営業のために成果品等を利用し、又は改変する場合は、書面により委託者に届けるものとし、委託者は委託者の業務に支障のない限りこれを許諾するものとする。

- ス. 本契約、仕様書等という成果品等には、上記アを除き、すべて所有権及び著作権等が委託者に帰属する旨の表示をするものとする。

6. 工業所有権

- ア. 委託業務の履行に関連して委託者及び受託者が各々単独で特許権、意匠権その他の工業所有権(以下「工業所有権」という。)を獲得した場合、委託者が成果品等を利用(委託業務の目的に沿った本契約終了後の事業への利用を含む。以下同じ。)するために必要な範囲において委託者・受託者相互に無償で当該工業所有権を使用できるものとする。ただし、委託者及び受託者は、もっぱら相手方の発案によるものをもって、自ら単独の工業所有権を獲得してはならない。また、委託者及び受託者は、特許法第 38 条、意匠法第 15 条その他関係法規の規定に基づき、発明等に至る過程が完全に一方に属するもの以外は、すべてその工業所有権を共有としなければならない。
- イ. 受託者が従前より保有し、若しくは第三者から承継又は実施権の設定を受けた工業所有権を委託業務に適用する場合、受託者は当該工業所有権に関する対価を請求しないものとする。
- ウ. 受託者が前項の工業所有権を第三者に承継させる場合は、委託者が成果品等を利用するために必要な範囲において、委託者又は委託者の指定する者に当該工業所有権の対価の請求及び権利侵害の主張をしない旨を保証するものとし、当該第三者が他の第三者に承継させる場合も同様の保証を行わせるものとする。
- エ. 本条の規定は、本契約の終了又は解除後も適用する。

7. 第三者の権利侵害

- ア. 委託者に引き渡された成果品等の全部又は一部につき、委託者が当該成果品等を自ら利用するに当たり、第三者から著作権、工業所有権等(以下総称して「知的財産権」という。)を侵害するものであるとして委託者に対し何らかの訴え、異議、請求等(以下総称して「紛争」という。)がなされ、委託者から受託者へ処理の要請があった場合、受託者は委託者に代わって当該第三者との紛争を処理するものとする。その際、受託者は、当該第三者に対する損害賠償金の支払いを含む紛争処理費用を負担するものとする。なお、この場合、委託者は当該第三者との紛争を受託者が処理するために必要な権限を受託者に委任するとともに、必要な協力を受託者に行うものとする。
- イ. 前項において成果品の全部又は一部が第三者の知的財産権を侵害するものであると判断される場合、委託者・受託者協議の上、受託者は次の各号のいずれかの措置をとるものとする。
 - (ア) 成果品を侵害のないものに改変すること。
 - (イ) 委託者が成果品を利用することが可能となるよう、当該第三者の許諾を得ること。
 - (ウ) 本条の規定は、本契約の終了又は解除後も適用する。

8. 契約不適合担保責任

- ア. 委託者は、成果品に種類、品質又は数量に関して、契約の内容に適合しない状態(以下「契約不適合」という。)があるときは、受託者に対して、その契約不適合の修補、代替品の引渡し、不足品の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、受託者は、委託者に不相当な負担を課するものでないときは、委託者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- イ. 前項に規定する場合において、委託者は、同項に規定する履行の追完の請求(以下「追完請求」という。)に代え、又は追完請求とともに、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。
- ウ. 第1項に規定する場合において、委託者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、委託者は、その不適合の程度に応じて業務委託料の減額を請求することができる。この場合において、業務委託料の減額の割合は引渡日を基準とする。
- エ. 追完請求、前項に規定する業務委託料の減額の請求(以下「業務委託料減額請求」という。)、損害賠償の請求及び契約の解除は、契約不適合(数量に関する契約不適合を除く。次項において同じ。)が委託者の供した材料の性質又は委託者の与えた指図によって生じたものであるときは行うことはできない。ただし、受託者が、その材料又は指図が不相当であることを知りながら告げなかったときは、この限りではない。
- オ. 委託者が契約不適合を知った時から1年以内にその旨を受託者に通知しないときは、委託者は、その不適合を理由として、追完請求、業務委託料減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、受託者が引き渡した時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

9. 機密保持

- ア. 受託者は、受託期間中または受託期間終了後を問わず、業務を遂行するうえで知り得た個人情報及び機密情報を本業務の目的以外に使用し、又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならない。
- イ. 受託者が個人情報の処理等を行う場合は、個人情報の漏えい、滅失及びき損に対する防止措置を講じなければならない。

10. 再委託の制限

- ア. 受託者は、委託者の承認を得ないで業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び再委託の金額等について記載した書面を委託者に提出し、委託者の承認を得た場合はこの限りではない。再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。
- イ. 前項の規定は、受託者が資料の謄写、製本等の軽微な業務を再委託しようとするときには、適用しない。

11. 暴力団等排除措置要綱による不当介入に対する措置

- ア. 受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等(以下「暴力団等」という。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
- (ア) 断固として不当介入を拒否すること。
 - (イ) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - (ウ) 委託者に報告すること。
 - (エ) 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
- イ. 受託者がアの(イ)又は(ウ)の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置をとるものとする。